

たんぎん

教育資金贈与専用口座

お預け入れ期限

平成31年3月29日(金)まで

本商品は、平成25年度税制改正「教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用商品です。

ご利用いただける方

祖父母さま等直系尊属から教育資金の贈与を受けた30歳未満の個人のお客さま

お預け入れ金額

最大1,500万円

※本商品はお預け入れにあたり、お手続き等が必要です。必ず裏面の商品概要をご覧ください。

❖ 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度とは

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間、祖父母さま等（直系尊属である贈与者）がお孫さま等（受贈者）に対して、教育資金に充てるための金銭を一括贈与し、お孫さま等の名義で新たに開設された口座に預入等された場合に、実際に教育資金として支払われた資金（1,500万円まで）について贈与税が非課税となる制度です。

(平成27年8月1日作成)

たんざん教育資金贈与専用口座概要

概 要	
ご利用いただける方	直系尊属である祖父母さま等から、教育資金の贈与を受けられた30歳未満の個人のお客さま
預 金 種 類	普通預金 (教育資金贈与税非課税措置に関する特約を別途締結していただきます。)
口 座 開 設 方 法	口座を開設される店舗窓口でのお申し込みとなります。
お 預 け 入 れ 金 額	100万円以上1,500万円以下 (利息はお預け入れ限度額に含みません)
お 預 け 入 れ 期 限	平成31年3月29日まで
お 預 け 入 れ 方 法	口座開設店の窓口にてお取り扱いいたします。 ※お預け入れ対象資金は、贈与契約締結後2か月以内で、非課税措置の適用を受ける目的の教育資金に限定させていただきます。
お 引 き 出 し 方 法	口座開設店の窓口にてお引き出しいただけます。(口座開設店以外でのお引き出しはできません。) お引き出しの際は、教育資金に使われたことが分かる領収書等 (原本) を窓口にご提出いただきます。 ※支払年月日から1年を経過した領収書等は教育資金非課税制度の対象外となりますので、ご注意ください。
利 息	普通預金利息
手 数 料	無料
本口座の解約について	次のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座は解約となります。 ※通常の普通預金口座として引き続きご利用いただくことはできません。 1. 預金者 (お孫さま等) が30歳になられた日 2. 預金者 (お孫さま等) が亡くなられた日 3. 残高が0円となり、預金者 (お孫さま等) と当行との間で契約終了の合意があった日
そ の 他	

口座開設のお手続きに必要なもの	
お孫さま等のご本人確認書類 (原本)	運転免許証、旅券 (パスポート)、各種健康保険証、住民基本台帳カード等の公的書類 ※お孫さま等が未成年者の場合は、お手続きを代行していただく親権者さまのご本人確認書類および、お孫さま等とその親権者さまの関係がわかる確認書類も合わせて必要となります。
お孫さま等のご印鑑	口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本・住民票 (原本)	祖父母さま等 (贈与者) がお孫さま等 (受贈者) の直系尊属であることがわかる戸籍謄本 (または抄本) または住民票の原本をご提出いただけます。 ※原本はお返しいたしません。
贈与契約書 (原本)	あらかじめ書面にて祖父母さま等 (贈与者) とお孫さま等 (受贈者) との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただきます。 ※契約書の締結日より2か月以内に、贈与資金を専用口座にお預け入れいただく必要がございます。 ※写しをとらせていただき、原本をお返しいたします。 ※お孫さま等が未成年の場合は、親権者さまの署名・捺印も必要です。 ※贈与契約書の書式は店頭にご用意しております。
教育資金非課税申告書	非課税措置の適用を受ける金額 (お預け入れ金額と同)

お問い合わせは

 **0120-164-230**

受付時間 / 平日9:00~19:00 (ただし、銀行休業日を除く)